

# 2020年度「埼玉発世界行き」冠奨学金 マレリ未来奨学金募集要項

この奨学金は、マレリ株式会社の御支援により設置されたものです。

## 1 趣 旨

埼玉県産業の振興に貢献する高い志とチャレンジ精神を持ち、将来、モビリティ分野にて、世界をリードする技術革新を起こし、持続可能な社会の実現への貢献を目指す意欲が強い者を応援することを目的に、1か月以上留学等の海外体験活動（※1）をする者に奨学金を支給します。

なお、理工系（※2）学生を歓迎します。

※1 海外体験活動とは、海外の教育機関での留学に限らず、海外でのインターンシップやボランティアプログラム等の多様な活動をいいます。

※2 理工系とは情報科学・工学系、機械工学系、統計数理系、医学系、生体医工学系、薬学・創薬科学系や生物系、化学系、物理系、数学系のいずれかの領域を専攻するものをいいます。

## 2 募集人員

1名以内（書類・面接選考）

## 3 奨学金の給付額

55万円

## 4 応募資格

応募できる者は、以下の要件の全てを満たす者です。

（1）日本国籍を有する者又は日本での永住を許可されている者

（2）2020年4月1日現在、以下のいずれかに該当する者。

①埼玉県内の大学、大学院、短期大学（以下「大学等」という。）に在籍している者  
ただし、埼玉県内に在住し、日本の高校を2020年3月に卒業した者で、海外の大学に進学する予定の者も対象とする。

②埼玉県外の大学等に在籍し1年以上継続して埼玉県に住所を有する者

③埼玉県外の大学等に在籍し、親（民法上の親権者に相当する者）が1年以上継続して埼玉県に住所を有する者

④大学等に在籍し、埼玉県に住所を有しない者のうち、当該大学が埼玉県内に有するキャンパス等に2年以上通学した者

（3）2020年4月1日現在、18歳以上40歳未満の者

（4）2020年4月1日～2021年3月31日の間に、1か月以上の海外体験活動を開始する

者

※期間は民法の定めに基づき計算します。

- (5) 卒業又は帰国後、県内企業に就職するなど県内で活躍する意思のある者
- (6) 帰国後、マレリ株式会社を訪問し、成果を報告できる者
- (7) 「12 奨学生の責務」をきちんと全うする意思のある者

※児童養護施設等の入所者若しくはその出身者又はひとり親世帯出身の学生を歓迎します。

## 5 応募制限

次のいずれかに該当する者の応募は認められません。

- (1) 官公庁又は企業等の派遣による者
- (2) 埼玉県姉妹友好州省スカラシップ生である期間と本奨学生として留学する期間が重複する者
- (3) 過去に「埼玉発世界行き」奨学金（高校生留学コースを除く）による奨学金を受けている者
- (4) 今回の留学に関し他の給付型奨学金を受給している者

## 6 応募手順

- (1) システムによる申請者情報の登録及び申請書類作成

下記のグローバル人材育成センター埼玉の URL から奨学金申請システムにより申請者情報を登録の上、「埼玉発世界行き」奨学金応募申請書」を作成してください。

<https://www.ggsaitama.jp/for-japanese/studying-abroad/>

一般奨学金は3種類のうちから1つだけ、冠奨学金を併願する場合は、志望順位を付して2つまで、合計で3つの奨学金に応募することができます。その場合は、選考について冠奨学金を優先し、複数の奨学金に採択されることはありません。

なお、システムで応募申請書を作成しても、プリントアウトした書類がグローバル人材育成センター埼玉に届かない場合は、申請を受け付けませんのでご注意ください。

- (2) 応募書類の提出

下記7の応募書類を期限内に郵送（簡易書留郵便）又は持参してください。

## 7 応募書類

応募書類は、以下のとおりです。応募書類をお返しすることはできませんので、書類の写しを保管しておいてください。

書類の不足や記入漏れ等があった場合は選考の対象にならないことがあります。内容に不備がないか、応募前によく確認してください。

(1) マレリ未来奨学金コース応募申請書 (奨学金申請システムにより作成)

(申請者情報、自己PR (800字以内)、学習計画書 (900字以内)、  
小作文(埼玉県の誇り (500字以内))、小論文((2)参照)等)

奨学金申請システムにより作成・印刷したものに写真を貼り、署名等をしたものです。

(2) 小論文

次のテーマについて800字程度で述べること。

<テーマ> 「帰国後、留学経験を世界や埼玉県の実業界における技術革新にどのように活かし、貢献できると考えるか」

<様式> 奨学金申請システムを使用して作成のこと。文末に字数を記載。

(3) 応募資格を満たすことを確認できる書類 (すべてコピー可)

|   |  |
|---|--|
| ① 県内の大学等に在籍する者 (2020年3月に高校を卒業した者)               | ・ 住民票の写し (個人番号 (マイナンバー) 及び本籍地の記載がないもの。以下同様)<br>・ 在学証明書 (2020年3月に高校を卒業した者は、卒業証明書)               |
| ② 1年以上継続して埼玉県内に在住する者                            | ・ 住民票の写し (2020年4月1日の時点で県内に住所を1年以上継続して有することを確認できる書類)<br>・ 在学証明書                                 |
| ③ 県外の大学等に在籍し県外に在住している者で親が1年以上県内に在住している者         | ・ 親の住民票の写し (2020年4月1日の時点で県内に住所を1年以上継続して有することを確認できる書類)<br>・ 親との続柄が確認できる戸籍抄本等<br>・ 在学証明書         |
| ④ 大学等に在籍し県外に在住の者で当該大学が埼玉県内に有するキャンパスに2年以上通学していた者 | ・ 県内にある大学キャンパスに2年以上通学したことを証明する書類 (大学による証明書 (学校により異なるため、当センターへ御相談ください。))<br>・ 住民票の写し<br>・ 在学証明書 |

(4) 留学先機関の受入れ許可等、海外体験活動の実現性を証明できる文書の写し

※日本語以外の言語で記載されているものは、日本語訳 (本人による訳で可) を添付してください。

※応募時点で受入れ許可書等の文書を受け取っていない場合は、得られ次第提出してください。

(5) チェックリスト (様式 マレリ)

奨学金システム又は下記グローバル人材育成センター埼玉のHPからダウンロードしてください。

<https://www.ggsaitama.jp/for-japanese/studying-abroad/>

(6) 児童養護施設等の入所を証明できる書類又は戸籍謄本（ひとり親家庭であることを確認できるもの）の写し【任意】

(7) 選考結果返信用封筒（長3型封筒）

定型長3型封筒（縦235mm×横120mm）に選考結果返信先（住所と氏名）及び申請する奨学金の名称を記載の上、84円分の切手を貼付のこと。

8 応募受付期間

2020年4月2日（木）～5月18日（月） （17時必着）

奨学金申請システムは5月18日（月）12時までしか利用できません。

それまでに登録・印刷を済ませておいてください。

9 書類提出先

定型角2型封筒（縦332mm×横240mm）を使用し、簡易書留郵便による郵送、又は持参（月曜日～金曜日（祝日を除く） 9時～17時）のこと

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎3階

公益財団法人埼玉県国際交流協会

グローバル人材育成センター埼玉

TEL 048-833-2995

※封筒表面に朱書きで「マレリ未来奨学金申請書在中」と明記すること。（他の冠奨学金等を併願、同封する場合、申請するすべての奨学金名を同様に記載すること）

10 選考スケジュール

(1) 書類選考

応募者全員に、6月15日（月）までに選考結果を発送します。（郵送）

(2) 面接選考

書類選考に合格した方に対して、6月下旬に実施します。（場所：さいたま市内）。詳細については書類選考結果とともに該当者に通知します。

なお、電話（インターネット電話やテレビ電話を含む）による面接は実施していません。

(3) 最終結果

7月20日（月）までに選考結果を発送予定です。（郵送）

11 奨学生の決定後の流れ

(1) 奨学生の決定

選考結果の確定時点で、「7 応募書類」の（4）を提出していない場合は内定扱いとなります。書類を取得次第、「9 書類提出先」に簡易書留郵便で提出してください。当センターが書類を確認した時点で、正式決定となります。

内定扱いの場合は、奨学金の交付申請はできず、奨学金の支給を受けることができません。

## (2) 奨学金の支給

奨学金は、奨学生又は保護者名義の円貨口座に振り込みます。選考結果と共にお知らせする交付申請の手続きが必要です。

## (3) 研修・壮行会

以下の日程で奨学生を対象とした研修（講演）及び壮行会を実施しますので、出発前の方は必ず出席してください。

日 時 2020年8月上旬（予定）

場 所 さいたま市内

## (4) 報告書等の提出

海外体験活動終了後60日以内に、留学等修了報告書（様式）と海外体験活動で学んだこと及び学んだことを今後どのように活かしていくかについての修学レポート（2,000字以上）を郵送で提出してください。

## (5) マレリ株式会社への報告

海外体験活動終了後、マレリ株式会社を訪問し成果を報告すること。

## 1.2 奨学生の責務

### (1) 埼玉親善大使としての活動

奨学生には留学期間中、埼玉県が埼玉親善大使を委嘱します。留学先で本県のPRに努めるとともに、自分が学び経験した現地の歴史、文化、政治経済事情等について県民に紹介するレポートを提出（任意）するなど、本県の国際交流の推進に御協力いただきます。

（参考）埼玉親善大使レポートのホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/bunka/kokusai/toko/index.html>

### (2) 帰国後のフォローアップ調査への回答（奨学生OB・OGの活躍状況を年1回把握しますので、必ず御回答をお願いします。）

### (3) 「グローバル人材埼玉ネットワーク」（「埼玉発世界行き」奨学生同窓会）への加入

県内の海外留学経験者をはじめ県内大学外国人留学生など、県にゆかりのあるグローバル人材や県内企業、団体、大学等が情報交換・交流を深めるためのネットワークです。

奨学生は、同ネットワークの会員となります（加入手続は当センターが行いますので個人の手続は不要です）。

海外留学の経験を活かし、県のグローバル化へ御協力いただくとともに、このネットワークを御自身の活動に御活用ください。

(参考) グローバル人材埼玉ネットワークのホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/global/globalnet.html>

(5) 「就職マッチング&フォローアップシステム」への登録

グローバル人材育成センター埼玉が運用する海外展開に力を入れている県内企業と学生をつなぐ就職マッチングサイトです。

奨学生には同システムに登録いただきます(仮登録手続きは当センターが行いますので本登録の手続きをお願いします)。帰国後は海外留学の経験を活かせる企業等への就職活動に御活用ください。

(参考) 就職マッチング&フォローアップシステムのホームページ

<https://ggs-jobmatch.jp/>

(6) 国際施策・交流事業への協力

帰国後、埼玉県や当センターが実施する国際交流事業への協力をお願いします。

(7) 社会規範の遵守

「埼玉発世界行き」奨学生としての自覚を持ち、社会規範を遵守してください。

### 1.3 奨学金交付の取消及び返還

次の場合、奨学金の交付決定を取り消し、交付済み奨学金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

- (1) 申請時の応募資格を喪失したとき
- (2) 申請書の記載事項に虚偽があったとき
- (3) 在籍する国内大学において懲戒処分を受けたとき
- (4) 休学、長期欠席等、学業継続の見込みがなくなったとき
- (5) 海外体験活動の期間が1か月未満で途中帰国したとき
- (6) 留学中又は帰国後に奨学生としての責務を果たさないとき
- (7) 海外体験活動の目的や内容に大幅な変更があり、交付決定した内容と同等とみなされないとき(但し、天変地異等やむを得ない場合を除く)
- (8) その他奨学生としてふさわしくない行為があったとき

### 1.4 応募書類等に記載された個人情報の利用について

当センターの事務局である公益財団法人埼玉県国際交流協会が定める「公益財団法人埼玉県国際交流協会特定個人情報取扱規程」(平成27年10月1日施行)により、個人情報を取り扱う際には適正な収集・利用・管理を行います。

また、奨学生決定者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、研究テーマ、壮行会時の写真

及び修学レポート等の情報は、当センターのグローバル人材育成事業及びマレリ株式会社の広報等のため、当センターや同社の広報紙等に掲載したり報道機関に提供したりすることがあります。

#### 15 奨学生となった場合の埼玉県での個人情報の利用について

奨学生の応募書類等に記載された個人情報は埼玉県においても利用いたします。個人情報を取り扱う際には、県は、平成17年4月1日に施行された「埼玉県個人情報保護条例」により、適正な収集・利用・管理を行います。

また、奨学生決定者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、研究テーマ、壮行会時の写真及び修学レポート等の情報は、埼玉県のグローバル人材育成事業の広報等のため、県の広報紙等に掲載したり報道機関に提供したりすることがあります。

#### 16 注意事項

- (1) 査証の取得、留学等の手続き等は、応募者本人の責任において行ってください。
- (2) 渡航先でのトラブル・事故等において、当センター及び埼玉県は一切の責任を負いません。
- (3) 可否に関する問合せには一切応じません。
- (4) この要項において、大学、大学院、短期大学とは学校教育法に定めるものを言います。